



桐生市災害廃棄物処理計画（案）の意見 提出手続（パブリックコメント）を実施します。

桐生市の災害で発生した廃棄物の処理に関する取り組みの基本的事項を定める「桐生市災害廃棄物処理計画（案）」について、市民の皆様からのご意見を募集します

- 期 間 令和8年2月2日（月）～令和8年3月3日（火）
- 閲覧場所 桐生市清掃センター・桐生市役所2階市民相談情報課、新里支所、黒保根支所
- 応募資格
 - ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
 - ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ・市内の学校に在学する人
 - ・この手続きに利害関係を有する個人、法人、その他の団体
- 提出方法 住所、氏名、電話番号及び案に対する意見を記入し、次のいずれかの方法で提出
 - (1) 直接提出・・・桐生市清掃センターへ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。
 - (2) 郵送・・・〒376-0122 桐生市新里町野461番地 桐生市清掃センター
 - (3) ファクシミリ・・・0277-74-1011
 - (4) 電子メール・・・seisosenta@city.kiryu.lg.jp

※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。
- 内 容 本計画（案）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「群馬県災害廃棄物処理計画」や「災害対策基本法」に基づく「桐生市地域防災計画」との整合性を図り、災害で発生した廃棄物の処理に関する基本的事項を定めるものです。近年は、災害が増加し、群馬県災害廃棄物処理計画の変更もあり、本計画を改定するものです。

※詳しくは、桐生市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/koho/publiccomment/index.html>



【問い合わせ】
市民生活部清掃センター庶務担当係
担当 片所、首藤、増田
TEL 0277-74-1010